

「令和6年度障害者アート作品を通じた相互理解促進業務」 企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度障害者アート作品を通じた相互理解促進業務

2 実施主体

宮城県

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 業務目的

令和3年4月に施行された「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（以下「共生社会づくり条例」。）」において、本県では、「何人も」「障害のある人及びその家族その他の関係者」に対して、不当な差別的取扱いをすることを禁止している。また、共生社会づくり条例の施行に伴い、障害を理由とする差別解消への理解促進リーフレットの作成・関係団体等を通じた県内事業者への配布や県内の事業者が行う合理的な配慮のための環境整備に要する経費への補助（合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金）等による普及啓発に努めてきた。

しかしながら、令和4年12月に県が実施した県民意識調査では、「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合が26.7%と低水準となっており、障害を理由とする差別に関する制度の浸透は不十分と言わざるを得ない状況にある。

このように、共生社会づくり条例の施策展開として掲げる「交流による相互理解の促進」や「普及啓発」が不十分である状況を踏まえ、本県では、交流による相互理解の促進を目的として、より多くの県民が興味・関心を抱きやすく、また、さらなる理解促進・認知度向上の手法として、商品化や広報媒体等の2次利用への汎用性の高さ等から、障害者アートの社会的認知度を高める取組を通じて、相互理解の促進、共生社会づくりに向けた啓発を進めることとしている。

本業務では、上記県民意識調査において、「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合が最も低く、障害を理由とする差別に関する制度の認知度が低い若年層（10代～30代）（以下「若年層」。）を主な対象とした障害者アートの発表や交流イベント等の開催を通じて、県民と障害者が交流する機会を創出するとともに、障害者アート作品の商品化や広報媒体等への活用を通じて、県民が障害者アート作品に触れる機会の創出を目指す。

5 業務内容

次の（１）及び（２）に掲げる業務を行うものとし、要する経費はいずれも委託料に含むものとする。

（１）発表・交流イベントの開催等

イ キャッチコピーの作成

本業務においては、障害理解が低いと考えられる若年層を主なターゲットとして障害理解の啓発を図るものであり、法律や条例、制度を説明し、障害のある方への差別解消や合理的配慮の提供に向けた具体的な行動変容を求めるのではなく、まずは、障害者アートを通じて、より多くの県民が「障害を知る・障害のある方の活動に触れる」ことを目標としている。そもそも障害福祉に関心が無い状態である無関心層は、チラシやポスターに目を留めたり、Webページを訪れたとしてもあまり気に留めないことが想定されることから、無関心層であっても「興味関心を惹きつけるキャッチコピー」を作成すること。

ロ 障害者アートの発表等（展示等・Web掲載）

（イ）発表場所等

若年層が多く集まる繁華街やイベント等のまちの賑わう場所で、障害者アートの発表（展示等）を行うこと。

併せて、県内でアート制作を行う障害者の継続的な社会参加の機会となるよう、企業等が活用可能な優れた作品群をWeb上に常時掲載する取組を行うこと。

その他、留意事項は以下のとおり。

- 観覧者が、障害者差別解消に向けた県の取組の一環であることが分かるようにすること。
- 発表方法
より効果的に障害や障害者理解の向上につながる取組とするため、若年層の興味関心を惹きつける発表（展示等）となるよう工夫すること。
- 発表期間
日数等に制限は設けないが、より多くの県民の目に触れる機会を確保すること。
- 他イベント等の開催場所で展示する場合には、そのイベント等が本事業の趣旨・目的に即したものであることを条件とする。

（ロ）障害者アート

宮城県在住又は宮城県に縁のある障害者アーティストが表現するアートを基本とする。

障害者アーティストについては、プロ・アマチュアであることを問わないほか、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者のみならず、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある方も対象とする。

ハ 障害者アートを活用した障害のある方とない方の交流

上記5（1）ロと連動し、障害のある方とない方の交流を通じた相互理解の向上を目的として、障害者アートを活用した次の（イ）から（ハ）までの交流イベントを各1回以上実施すること。

- （イ）セミナーやフォーラム、ワークショップ等の学びを通じた相互交流の取組
- （ロ）余暇活動等の交流イベントを通じた相互交流の取組
- （ハ）独自提案

委託業務の目的を達成するため、上記に囚われない提案者の創意工夫に基づく取組を提案すること。

なお、（イ）から（ハ）まで、以下について留意すること。

- 子どもがいる家庭向けに「親子参加型」等として、子どもが参加しやすいイベントとしても構わない。
- 他イベント等の1コンテンツとして実施する場合、そのイベント等が本事業の趣旨・目的に即したものであることを条件とする。
- イベント毎に参加者アンケートを実施し、イベント参加前後の意識変容等についての事業効果を検証すること。
- 各イベントについて、その取組をより多くの県民に情報発信するため、イベント当日の報道機関への取材依頼を県が行う予定である。

そのため、各イベントの2週間前までに、県が提供する記者発表資料の雛形（Wordデータ、A4、1～2ページ程度）にイベントの開催日時等の概要を記入の上、イベントのチラシ等と併せ提出すること。

ニ ロ及びハに係る広報

上記5（1）ロ及びハの取組を効果的に進めるため、県民に対する広報を実施するとともに、より若年層の興味関心を惹きつける広報等となるよう工夫すること。

（2）商品・広告等への活用に向けた取組

県内の障害者アート作品の制作を支援する団体等と連携し、障害者アート作品等の2次利用としての商品・広告等への活用を通じて、県民が障害者アート作品に触れる機会を創出し、さらなる理解促進・認知度向上を目指し、県内の障害者アート制作支援団体等と連携の上、以下の取組を実施すること。

イ 企業その他の団体及び個人事業主（以下「企業等」。）の募集・選定

宮城県在住又は宮城県に縁のある障害者アーティストが制作した作品を活用した商品・広告等の作成を希望する企業等を募集し、選定すること。

選定に当たっては、本事業の資源を有効に活用し、応募企業等が作成を希望する商品・広告等の内容や商品試作の完成までに要する経費・期間、最終的な商品・広告等への活用の確度、普及啓発の観点から踏まえた県民の目に触れる機会の多寡等を考慮し、県と協議の上、決定すること。

【参考】支援内容の例

支援内容の例	障害者アーティスト紹介・企業等とのマッチング
	障害者アーティストとデザイナーの共同制作の場の設定
	障害者アーティスト共同制作費負担
	デザイナーの手配
	デザイン費負担
	デザイン制作・商品試作状況の進捗管理
	商品試作に要する経費負担
	知的財産保護支援

ロ 障害者アーティスト・デザイナーの募集・選定

- (イ) 本事業に参加する障害者アーティストを募集・選定すること。
- (ロ) 本事業に参加するデザイナーを、上記5（2）イで選定した完全支援の対象企業等に対応できる人数分選定すること。デザイナーは、障害者アート作品を、上記5（2）イで選定した企業等が希望する商品・広告等に活用可能なデザインに展開できる者とする。

ハ 障害者アーティスト、デザイナー及び企業等のマッチング等

- (イ) マッチング
 - a 企業等の意向をヒアリングし、企業等が希望する商品・広告等のデザインを担当する障害者アーティストとマッチングすること。
 - b 参加するデザイナーの意向をヒアリングするとともに、企業等及び障害者アーティストとマッチングし、障害者アーティストとデザイナーのチームづくりを行うこと。
- (ロ) 共同制作
 - a 障害者アーティスト及びデザイナーが、本事業の趣旨について理解を深め、お互いを知り合う機会を設定すること。
 - b 商品・広告等のデザイン制作のために、障害者アーティスト及びデザイナーの共同作業の場を設定すること。
 - c 障害者アーティスト・デザイナーチームが共同作業を経て完成したデザインについて、企業等に了承を得るとともに、企業等が実施する商品試作を3者以上支援すること。
 - d 上記5（2）ハ（ロ）a及びbの実施に当たっては、参加者が安全かつ快適に参加できるよう、その運営体制等について工夫するとともに、以下の点にも留意すること。
 - 新型コロナウイルス等の感染症予防として、必ずしも一堂に会して実施することを想定しておらず、感染症の流行状況等に応じて、障害者アーティストの所属

団体での実施やICTの活用等を検討すること。

○ 参加者を対象とした傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

ニ 企業等の商品化等に向けた連絡調整

(イ) 企業等、障害者アーティスト及びデザイナー間の連絡調整を行うとともに、企業等の支援を受けながら試作品を制作すること。

(ロ) 上記5(2)ハ(ロ) cで制作したデザインの商品・広告等への活用に向けて、障害者アーティスト及びデザイナーに対して著作権等を侵害しないよう、弁護士等の専門的な知識を有する者の助言を受け、知的財産保護(契約関係)について支援すること。

(ハ) 県と随時連絡を取り合い、情報共有すること。

ホ 企業等に対する共同制作の取組の働きかけ等

共同制作の取組について、県の支援の有無に関わらず、今後も継続的な取組として県内で自走できる体制づくりを目指し、以下の取組を実施すること。

(イ) 事業成果の報告・情報発信

共同制作の取組に関する成果について、報告会等を開催し報告するとともに、その内容を、本事業で選定した障害者アーティスト(障害者アーティストが所属する団体含む)、デザイナー、企業等のみならず、広く県民や企業等、障害者アート制作支援団体等に情報発信すること。

(ロ) 障害者アート活用促進ツールの制作・配布

共同制作の取組について、今後の企業等への働きかけを円滑に進めるため、共同制作の取組に関する成果や障害者アート作品がこれまでに企業等の商品・広告等に活用された事例、障害者アート制作支援団体や障害者アーティストの活動の紹介等を掲載した障害者アート活用促進ツールを制作し、企業等に配布すること。

障害者アート活用促進ツールの掲載内容等、詳細については、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(ハ) 障害者アート活用ニーズ調査

上記5(2)ホ(ロ)で制作した障害者アート活用促進ツールを用いて、企業等に共同制作の取組の働きかけを行うとともに、企業等のニーズ把握を目的として、障害者アート活用ニーズ調査を実施すること。

調査項目や調査対象企業等、詳細については、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

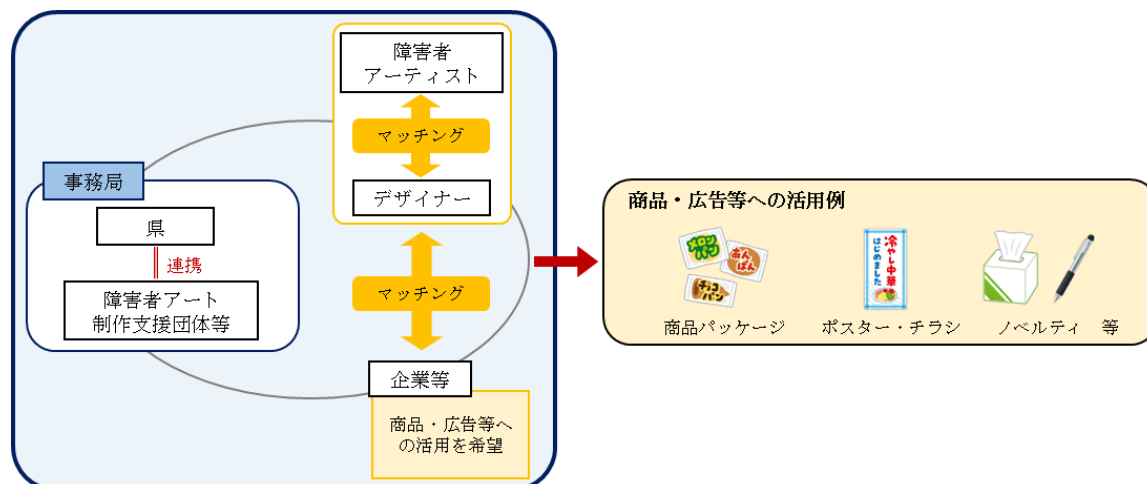
(ニ) 県内ネットワークを広げるための土台づくり

上記5(2)ホ(イ)から(ハ)までの取組を実施するに当たり、本事業で選定した障害者アーティスト(障害者アーティストが所属する団体含む)、デザイナー、企業等のみならず、広く障害者アート制作支援団体等や企業等と連絡調整すること。

(ホ) 独自提案

委託業務の目的を達成するため、上記に囚われない提案者の創意工夫に基づく取組を提案すること。

【参考】事業スキームのイメージ図



6 実施目標

(1) 発表・交流イベントの開催等

- イ 障害者アートの発表（展示等）数：10作品以上
※障害者アーティスト1名が発表（展示等）できる数は1作品とする。
- ロ 発表（展示等）する障害者アートの観覧者数：10,000人以上/発表期間を通した延べ人数
- ハ セミナーやフォーラム、ワークショップ等の参加者数：30人以上/回
（うち、障害のある方：3人以上/回）
- ニ 余暇活動等の交流イベントの参加者数：30人以上/回
（うち、障害のある方：3人以上/回）
- ホ 独自提案イベントの参加者数：30人以上/回
（うち、障害のある方：3人以上/回）

(2) 商品・広告等への活用に向けた取組

- イ 共同制作の取組：3者以上
※ 障害者アーティスト1名に対してマッチング出来る企業等は1者とする。
- ロ 障害者アート活用促進ツール配布企業等数：100者以上
- ハ 障害者アート活用ニーズ調査対象企業等数：100者以上

7 実施体制

(1) 各種専門スタッフの確保及び派遣

各種イベントの実施を円滑かつ効果的に進めるために必要な知識等を有する人選を行う

こと。

(2) 事務スタッフの配置

本業務の進行管理・運営に係る事務スタッフを受注者において1人以上配置すること。

8 業務実施計画書

(1) 本業務の契約締結後、速やかに次の事項を記載した実施計画書（任意様式）を作成し、発注者に提出すること。

イ 業務実施計画書（業務の実施方法等）

ロ 業務実施工程表

(2) 本業務の進捗状況について、事業実施報告書（任意様式）を作成し、各種イベント等の実施後、速やかに発注者に提出すること。

なお、業務の進捗状況を確認するために必要な書類を併せて提出すること。

(3) 受注者は、本業務の実施状況を適宜報告し、発注者と調整を図ること。また、発注者から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を提出すること。

(4) 業務完了報告書等

本業務の終了後、速やかに次の書類を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

イ 業務完了報告書

ロ 事業費内訳書

9 留意事項

(1) 広報等

本事業を効果的に進めるため、5（1）及び（2）の取組に関する県民や企業等に対する広報等を行うとともに、より若年層や企業等の興味関心を惹きつける広報等となるよう工夫すること。

(2) 進捗報告等

受注者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、発注者と調整を図ること。また、発注者から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を閲覧させること。

10 秘密及び個人情報の保持

(1) 秘密の保持

イ 受注者は、本業務により知り得た情報を業務中及び完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

ロ 受注者は、本業務に関して発注者から受領又は閲覧した資料等は、発注者の了解無く公表又は使用してはならない。

(2) 個人情報の保持

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守すること。

11 その他

- (1) 本業務により得られた成果は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 本業務にて生じる知的財産権は、本事業の目的に合致するかたちで、発注者と受注者が個別に協議すること。
- (3) 受注者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書等に定めのない事項が生じたときは、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (4) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づき宮城県が定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年4月1日施行）第4に規定する合理的配慮の提供について留意すること。